

別表第2（第4条関係）

健康情報等を取り扱う者	具体的内容	別表第3の表記
ア 人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者	市長、総務局長及び総務部長※ ※健康情報等を取り扱う責任者	担当ア
イ 産業保健業務従事者	産業医 人事課長 人事課長が指定する同課の保健師 及び事務担当者	担当イ
ウ 管理監督者	職員本人の所属長	担当ウ
エ 人事部門の事務担当者	人事課職員	担当エ